社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

こうべ安心サポートセンター

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

078-271-3740

078-271-2250

http://www.with-kobe.or.jp



【交通】JR·阪急·阪神·地下鉄 三宮駅から徒歩15分 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」下車すぐ

あんしん ころべ芸心サポートセン



あなたの「あんしん」をささえます

権利擁護相談

福祉サービス 利用援助事業

成年後見 制度の相談

たました。 お困りの時は、ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

相談専用電話

078-271-3740

受付時間

月~金曜日 9:00~12:00/13:00~17:00 (祝日・年末年始はお休みになります)



しゃかいふくしほうじん こうべししゃかいふくしきょうぎかい

こんなことでお困りではありませんか?

●最近だんだん体が弱くなってきた。自分の将来に ついて考えると不安になる。 ● 困っていることがあるが、どこに相談したらいいのか

わからない。

● 判断力が衰えないうちに、遺言や相続のことを考え ておきたい。

● 自分が高齢になったときや死亡したときに、障がいの ある子どもの世話を、だれがしてくれるのか心配。

福祉サービスの利用手続きがよくわからない。

● 銀行でお金をおろしたり、振り込んだりすることが できない。

● 生活費を計画的に使うことができなくなってきた。

- 通帳や印鑑をどこにしまったのか忘れてしまう。
- 家賃や公共料金の支払いを忘れてしまう。
- 定期預金通帳や重要書類を家に置いておくのが 不安。

莇

○ 成年後見制度の内容や成年後見人の仕事などに ついて、詳しく知りたい。

○ ひとりぐらしの知人が、訪問販売や悪質商法の被 害にあっている。

○ 認知症の母と同居している兄が、母のお金を勝手 に使っているようだ。

○ 相続の手続きや自宅の売却など、難しい財産管理 を任せられる人がいない。

けんりようごそうだん

高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方などの権利侵害や財産管理に関する不安・ 困りごとなどについてのご相談に応じます。

ご本人やご家族だけでなく、支援している事業者や関係機関からのご相談にも応じます。

たとえば、こんなこと・・・

- 病気や障がいがあって、毎日がしんどくて不安。
- この頃だんだん体が弱ってきたし、判断能力にも不安がある。これからの自分の将来 について、いろいろと心配。
- 生活費の管理がうまくできなくて不安。
- 福祉サービスを利用したいけど、手続きが難しそうで1人では できそうにない。
- 子どもがいないため、自分が亡くなった後の備えをしておきたい。
- 自分が病気になったときや亡くなったときでも、障がいのある子どもが 安心して生活できるように今から考えておきたい。



相談員による相談

電話や面接により、社会福祉士や精神 保健福祉士などがご相談に応じます。

月~金曜日

9:00~12:00 13:00~17:00

※面接相談は予約制です。まずはお電話を。

弁護士による権利擁護法律相談

判断能力が十分でない方に関する法律的 な問題について、弁護十が直接ご相談に 応じます。

第1·3火曜日)13:30~16:30

※相談は予約制です。来所相談のみです。

受

月~金曜日 9:00~12:00 13:00~17:00 ※祝日・年末年始はお休みになります

面接場所

神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階 JR·阪急·阪神·地下鉄 三宮駅から徒歩15分 市バス⑦系統 「市民福祉交流センター前」下車すぐ



福祉サービス利用援助事業

日常生活に支障を感じておられる高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方の福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。

なお、この事業をご利用いただくために、神戸市社会福祉協議会との間で契約を結んでいた だきます。

次の条件を満たす方にご利用いただけます

- ■福祉サービスの利用や金銭管理などについて1人で判断することが難しい高齢の方 や障がいのある方
- ●契約内容について理解する能力のある方
- ●神戸市内にお住まいの方
 - ※施設(グループホームを除く)に入所されている方や病院に入院されている方は、原則としてご利用いただけません。ただし、お金を無心されてお困りの場合や近いうちに退所・退院して在宅で生活されるご予定の場合などは、ご相談ください。



サービス内容

ふくし りょうえんじょ (1)福祉サービスの利用援助

適切な福祉サービスを受けられるよう、情報提供や利用手続きのお手伝いなどをします。

- にちじょうてききんせんかんり 2日常的金銭管理サービス
- 日常的に使用する通帳・銀行届出印をお預かりします。
- 毎月の生活費を金融機関から出金して、お届けします。(概ね月1回)
- 電気・ガス・水道等の公共料金、家賃、介護サービス利用料などの支払い手続きを お手伝いします。
- かしきんこ **③ 貸金庫サービス**

下記の重要書類などを銀行の貸金庫でお預かりします。

預貯金通帳(日常的に使用しない定期預金の通帳や証書)、有価証券(債券など)、 証書(年金証書・保険証券・契約書・不動産の登記済証など)、実印、キャッシュ カードなど

※宝石・貴金属・書画などはお預かりできません。

るくし りょうえんじょじぎょう りょう なが 福祉サービス利用援助事業 ご利用までの流れ

1 相談

こうべ安心サポートセンター**☎271-3740**へご相談 ください。

2 訪問調査

専門員(社会福祉協議会職員)が訪問し、ご本人の状況やご意向を確認します。

3 支援計画作成

ご本人の希望を確認しながら、生活状況に応じた支援計画を作成します。

4 契約締結

ご本人と社会福祉協議会とで契約を結びます。

5 サービス開始

支援計画に基づいて、専門員や生活支援員(社会福祉協議会職員)が援助します。



概ね月1回生活費のお届けをします。 家賃や公共料金、サービス利用料などの 支払い手続きのお手伝いをします。

利用料

※生活保護を受給している方は無料です

福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス

援助時間30分につき500円と訪問にかかる交通費 (原則として安心サポートセンターと訪問先の移動にかかる費用) 通帳保管料 1か月につき200円

貸金庫サービス

●預金残高1,000万円未満の場合

保管料:1か月につき500円

保管物出し入れのための訪問:1回につき1,000円(交通費不要)

●預金残高1,000万円以上の場合 保管料:1か月につき1,000円

保管物出し入れのための訪問:1回につき2,000円(交通費不要)



せいねんこうけんせいど、そうだん 成年後見制度の相談

神戸市成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自身で契約や 財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で 安心して暮らせるように「成年後見制度」の活用をお手伝いします。

成年後見制度とは?

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方を保護し、 支援する人(成年後見人等)を選ぶことにより本人の権利を守る制度です。

■ 神戸市成年後見支援センターがお手伝いできること ■

相談(無料) ※祝日・年末年始はお休みになります

相談員による相談

電話や窓口で、成年後見制度を利用するための手続きや、申し立てに関する ご相談に応じます。

●月~金曜日 9:00~17:00

専門職による相談(事前に予約が必要です)

弁護士・司法書士・社会福祉士が相談をお受けします。

- ●弁護士・社会福祉士による相談 …… 第1・3火曜日 13:30~16:30
- ●司法書士・社会福祉士による相談 ····· 第2・4 火曜日 13:30~16:30

市民後見人の養成と活動の支援

「市民後見人」とは、専門職、親族以外の市民による後見人のことです。判断能力が 十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう身近な立場でその方の生 活を支援します。

- ①市民後見人養成研修の開催
- ②市民後見人になられてからの活動の支援

情報の提供

成年後見制度への理解を深めていただけるよう、市民のみなさんや関係機関の 方々に広く情報を提供します。

神戸市成年後見支援センター

5



078-271-5321

FAX 078-271-2250

こうべ安心サポートセンターのここが知りたい!

自分の悩みごとがどの事業に当て はまるのかよくわかりません。 どうしたらいいですか?

まずは、☎271-3740にお電話ください。 ご相談内容に応じて、各事業の担当者がお話を お聞きします。

ケアマネジャーをしています。 本人が福祉サービス利用援助事業 の利用に乗り気ではありませんが、 利用できますか?

本事業は判断能力が不十分な方が対象のため、 サービス利用が必要な状況であることを認識さ れていない方もいらっしゃいます。しかし、契約に 基づいて援助することになりますので、ご本人の同 意がなければサービスの提供ができません。ご本人 とよくご相談いただき、同意が得られてから、相談 窓口へご連絡ください。

判断能力はしっかりしていますが、 障がいによる歩行困難のため、 金融機関からの預金の引き出し ができません。福祉サービス利用 援助事業を利用できますか?

本事業は判断能力が不十分な方が対象 のため、原則として身体障がいのみの 理由で本事業を利用していただくことはできません。 ガイドヘルプなど他のサービスの利用をご検討くだ さい。

子どもの浪費で悩んでいます。 借金もあるようです。金銭管理の お手伝いをしてもらうことはでき ますか?



認知症や障がい等がなく、浪費を繰り返すというだけ では、本事業の対象にはなりません。仮にお子さんに 認知症や障がい等があり、判断能力の低下によって 浪費してしまうような場合で、本事業を利用して、 「浪費をやめたい | 「生活を立て直したい | という ご本人の意思があれば、ご利用いただけます。 借金が多額の場合は、債務整理等が必要になります ので、権利擁護相談をご利用いただきましたら、適切な 相談先をご紹介することも可能です。

病院の相談員をしています。 身寄りのない入院患者がいるので すが、福祉サービス利用援助事 業の利用はできますか?

本事業はご自宅で生活されている方が対象ですので、 入院中や施設入所中の方は原則利用できません。 退院のめどが立てば、退院後の在宅生活の支援方法 についてご相談ください。

6